託送供給約款の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、関東経済産業局より、20210514関東第56号により、 託送供給約款変更の認可を頂きました。

この約款の変更につきまして、現行の「託送供給約款」2.(3)の定めに従い、本文書をホームページ等へ掲載すると共に、営業所等において変更後の約款の内容等を掲示することにより、約款の変更に関わる周知といたします。なお、変更後の約款は2021年7月1日より実施いたします。

記

1. 変更の理由

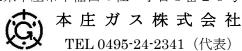
当社の就業規則を見直し、それに伴い運用の見直しを行ったことによる変更です。なお、 運用の見直しにあたっては、お客さまへ不利益な運用にならないよう社内で慎重に協議 したうえで該当箇所を変更いたしました。

2. 変更の内容(主な変更)

・「19.料金等の支払」の(5)において、託送供給料金及び補償料の支払期限日に係る休日を「日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日をいいます。」と定義していたものを、「日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5日、12月29日及び12月30日をいいます。」と改める。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



以上